

群馬県立吾妻特別支援学校 学校いじめ防止基本方針

平成27年5月制定

平成29年5月改訂

平成30年7月改訂

令和2年3月改訂

1 いじめに対する基本的な認識

すべての子どもと大人が「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こりうる」という認識をもち、すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な教育活動に取り組むことができるよう、『群馬県立吾妻特別支援学校学校いじめ防止基本方針』を定める。

- (1) いじめは人権侵害であり、「いじめを絶対に許さない学校」をつくる。
- (2) いじめられている子どもの立場に立ち、絶対に守り通す。
- (3) いじめられる子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力に努める。

2 「いじめ対策委員会」の設置

いじめのささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応するために、「いじめ対策委員会」を設置する。

(1) 委員会のメンバー

校長、教頭、小学部部主事、中学部主事、高等部主事、教務主任、生徒指導主事、専門アドバイザー、養護教諭（必要に応じて関係する職員、学校医、主治医、看護師、臨床心理士等外部の専門家を加える。）

(2) 指導・支援チーム

委員会が、事案に応じて、適切な教員等をメンバーとする指導・支援チームを決定し、実際の対応を行わせる。いじめの防止、早期発見、早期対応に当たっては、事案によって関係の深い教職員を追加したり、ネットいじめなどでは、インターネットに詳しい教員を加えたりするなど、適切なメンバーで対応できるよう柔軟にチームを組んで対応する。

3 いじめの未然防止に向けて

人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) 望ましい人間関係や互いのよさを認め合う環境をつくる。
- (2) 学校の教育活動全体を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- (3) 子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団をつくる。
- (4) 常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。
- (5) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- (6) 教職員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。
- (7) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

4 いじめの早期発見

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており、学校組織として早期発見に取り組むとともに、家庭・地域と連携して実態把握に努める。

- (1) 子どもの声に耳を傾ける。（アンケート調査、連絡ノート、個別面談等）
- (2) 子どもの行動を注視する。（チェックリスト等）

- (3) 保護者と情報を共有する。(連絡ノート、電話・家庭訪問、PTAの会議等)
- (4) 地域と日常的に連携する。(地域行事への参加、関係機関との情報共有等)

5 いじめの解決に向けた対応

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消を目指す。

- (1) いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) 学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- (3) 校長は事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たす。
- (4) いじめる子どもには、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- (5) 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- (6) いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。
- (7) 必要に応じて、県が設置しているサポートチームの活用を図る。

6 重大事態への対応

(1) 重大事態とは、法28条(いじめ防止対策推進法：平成25年6月28日文科科学省通知)の規定に基づき、次の場合をいう。

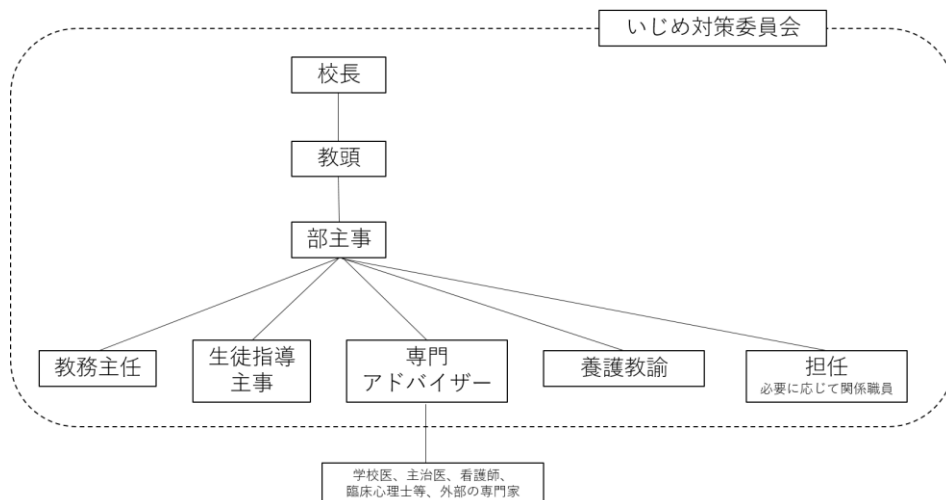
- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 例えば、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
 「相当の期間」とは、30日を目安とする。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対策委員会に専門的知識及び経験を有する外部の専門家等を加えて事態の解決に当たる。

なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

7 教職員の共通理解と協働体制



8 日々の教育活動の充実

(1) 未然防止の取組

- ・すべての教育活動において、できた喜びやわかった喜び（成功体験）を増やせるようにする。
- ・中之条幼稚園、中之条小学校、中之条中学校、吾妻中央高校等との交流及び共同学習により、様々な人とのふれあいができるようにする。

(2) 早期発見の取組

- ・健康観察・児童生徒についての情報交換等、日常的・即時的な指導を行う。
- ・複数の教員が児童生徒を観察し、情報を共有する。

(3) 「いじめ対策委員会」の動き

- ・校内でいじめに関する課題が生じたら、すぐに対応する。

即時指導→学部会議→いじめ対策委員会 (重大事態については管理職を通して県に報告)
--

(4) 保護者・地域との連携

- ・連絡ノート、電話・家庭訪問、PTAの会議等
- ・地域行事への参加、関係機関との情報共有
- ・授業参観・学校参観
- ・あがとく祭

9 教員の指導力の向上

校内での研修の充実を図り、児童生徒の少しの変化も見逃さない、児童生徒の気持ちに寄り添えるなどの教師としてのセンスを磨く。

- ・OJTの充実
- ・個別の指導計画に係る研修（ビデオ等で記録し授業検討会をする、など）
- ・新着任者研修
- ・専門性向上研修
- ・医療的ケア研修 等

10 児童生徒、教職員、保護者へのアンケートの実施

- ・年3回以上アンケートを実施し、実態把握に努める。

- ・いじめアンケートの保存期間は以下のとおりとする。

	定期的実施しているアンケート	重大事態の調査にかかる記録
小学部 中学部	回答した児童生徒が当該学部を卒業するまで	卒業後5年間保存
高等部	回答した生徒が卒業後3年間	